

日程第 2（議第 16 号） 昭和 46 年度一般会計予算

◎議長（武田英三君）

日程第 2 議第 16 号 昭和 46 年度一般会計予算  
を議題といたします。

各所管常任委員会の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長の審査報告を求めます。32 番。

〔32 番浅野重栄門君登壇〕

◎32 番（浅野重栄門君）

総務常任委員会の審査報告をいたします。

議第 16 号のうち付託部分について本委員会の審査の経過及び結果を報告いたします。

審査過程で、歳入においては、都市計画税の適用区域を拡張する考えはないかの質疑があり、これに対し、今後都市計画審議会ですべて都市計画に関する答申があれば、検討することになると思うが、現時点では変更できない答弁でありました。

次に電算委託について、市町村民税と固定資産税の委託料金の大幅に相違する理由と、固定資産税委託による経費節減の効果についての質疑がありました。これについて、固定資産税委託の高額の原因は初年度であること、課税客体である土地の筆数が膨大であること、また経費の節減見とおしについては、初年度においては 100 万円程度のマイナスになるが、次年度以降は 50～60 万円節減できる見込みである説明でありました。

歳出では、執行部参与の存置に対する意見がありました。また、柏崎刈羽原子力発電所対策協議会負担金に関連して、同協議会の予算内容、また、原発関係の予算は負担金以外にないか等の質疑が主なものでありました。これについて、柏崎刈羽原子力発電所対策協議会予算の説明があり、負担金以外の原発関係の予算については直接的にはないが、原発推進班員にかかる出張旅費は、各々の所属課の旅費から支出する答弁でありました。

そのほか、消防関係では団員の欠員補充についての要望等がありました。

討論、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議長（武田英三君）

次に文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。15 番。

〔15 番石黒武久君登壇〕

◎15 番（石黒武久君）

本件については、順次、担当課長の出席を求め、審査いたしました。

審査の過程においては、老人福祉に対するきめこまかな施策、児童のためを考えた清水谷分校の再建、裏通りの交通安全の配慮、中央公民館と勤労青少年ホームとの有機的な結びつき、図書館に冷房施設の設置等について、各委員から意見や要望

がありました。

中でも図書館の冷房施設については、当然必要なものであり、当局も取り付けると説明していたはずだとして、善処を望む強い発言がありました。

討論に入ったところ、「民生・福祉の施策に独自の積極的なものが見られず、教育費の父兄負担も解消されるに至っていない。」あるいは「物足りない点もあるが、おおむね前向きの姿勢が感じられる。足りない点は今後の努力にまきたい。」など賛否の意見が述べられました。

採決の結果、「図書館に冷房施設を早急に設置するよう努力されたい。」との要望を付し、付託を受けた各科目は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

#### ◎議長（武田英三君）

次に土木農林常任委員長の審査報告を求めます。16番。

〔16番村田実義君登壇〕

#### ◎16番（村田実義君）

土木農林常任委員会の審査報告をいたします。

付託を受けた事件、議第16号のうち付託部分、以上の事件について本委員会の審査の経過及び結果を報告いたします。

歳出6款農業費の米生産調整に必要な事務委託、確認事務費は必要なのか、何のためかをただした。

これにたいし、米生産調整に伴う稲作転換対策等の事務を行なうに必要な経費です。確認事務は本人の申請による奨励金を交付するにあたり、その事実を確認する事務費でありますと答弁がありました。

柏崎市の農政の将来の展望について進歩的なものがないよう見受けられるが、その指導と構想についてただした。

これにたいし、将来とも柏崎地域は稲作を主幹作目として進めていかなければならないと考える。そのためには経済原則にあう米作りを確立する考えかたであります。一方、稲作以外の作目については適地適作を推進してゆく考えでありますと答弁がありました。

これにたいして、農政のビジョンが薄弱であるという少数の意見もありました。

歳出8款土木費の道路新設改良事業費は昭和45年度と昭和46年度を比較して、どれだけののびかをただした。

これにたいし、公共事業負担分を除き、昭和45年度現計は1億9,848万7,000円で、昭和46年度は2億5,600万円で、事業費は29%の増であります。事業量进行处理するにあたり、職員の増員を行ない事業の遅延のないよう万全を期したい旨の答弁がありました。

審査の結果、付託を受けた部分はいずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議長（武田英三君）

次に公企業商工常任委員長の審査報告を求めます。5番。

〔5番田辺栄作君登壇〕

◎5番（田辺栄作君）

委員会の審査報告をいたします。

付託を受けた事件の議第16号のうち付託部分について本委員会の審査の経過及び結果を報告いたします。

5款2項1目中の職業訓練施設建設費補助金は、建設業関係7業種の技能の習得向上。人格の形成等をはかるため、勤労青少年ホームわきに鉄筋2階建ての建物を建設しようというもので、これに対する補助金であります。

7款1項3目中の東之輪番神駐車場については、管理を東之輪保勝会に委託しようというものであります。

これについて「近くに別の保勝会があるが、1つの民間の保勝会に管理を委託することは不公平にならないか。」という問いに対しては、「料金収入の何割かを市で徴収する等の措置をして、不公平にならないように研究をしてまいりたい。」という答弁がありました。

審査の結果、本件については原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議長（武田英三君）

ただいまの各常任委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（武田英三君）

次に、文教厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（武田英三君）

次に、土木農林常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（武田英三君）

次に、公企業商工常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（武田英三君）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。8番。

〔8番金子孝男君登壇〕

◎8番（金子孝男君）

この当初予算につきまして、編成の骨子等にはおおむね了解できる点が多いのでありますけれども、まず総務の関係から申し上げますと、企画費の中に原子力発電所対策誘致のために140万が計上されております。その後、関係のところにそれぞれ負担金等が原発についてのっているわけです。なお私は、本会議で問いただしたのでありますけれども、助役の答弁は、私の給料の中で、ある一部分、そういったところに使われるかしらんけれども、それは助役としてやるんだから別に盛っていないというように言われていたんですけれども、各款、全款にわたって、原発推進のための旅費等がこの中に計上されていることも明らかであります。私どもは、議会でしばしば申し上げておりますように、世界最大の、巨大な原子力発電所が人口の密集地帯に建設をされるという非常な危険性について、大きな不安をいただいております。この誘致を前提にしていろいろな経費が支出されることは、はなはだ好ましくないことであると実は考えておるわけでありまして、もっと公平な立場で、不安な状態を除去することにいろいろな経費が投資されるべきものであって、誘致するということが前提になって予算が計上されているこの企画費については、はなはだ遺憾であり、これらは、できますならば、公平な立場での公開討論会や、あるいは、いまの段階で非常に不安な考え方を持っておりますいろいろな学者を招へいをいたしまして、住民に賛成の立場、安全の立場だけでPRをするのでなくて、いまの段階で不安だという人たちに、もっと徹底をさせるようなところに使われるべきであると考えておるわけです。したがって、この140万並びに各款にわたって旅費の中に含まれる原発関係の旅費、あるいは負担金等には、はなはだ、当初予算に計上されるべきものでないというふうには実は考えておるわけでありまして、

また、いま農業を取り巻く諸情勢がかなりきびしく批判をされ、あるいは農民が不安をいただいておりますが、農林予算全般の中では、やはり、こういったものに市が独自の立場で施策を講ずるといえるものがなくて、国のほうから、あるいは県のほうから押し付けられてくる事務を委託をしたり確認をするということのみ予算が計上されておるわけでありまして、米が多く生産をされておるといふこの事態は、国の施策によって農民が勤勉に農業を営む中で、そういう生産をあげてきたわけでありまして、まさに百八十度の転換をして、この2年、3年と追い打ちをかけて、減反、作付制限、あるいは買い入れ制限がされるという、こういう農政に対して、国や県がそういう施策をしてくるならば、自治体としては、多くの農民にどういった施策をもってそういったものを指導するとか、あるいは転換や今後の減反に、市独自の立場でいろいろ施策を講じたり、経費を支出されている自治体もたくさんあるわけですが、そういったものがこの予算の中には全く見当たらない。私どもはやはり、国の下請け的な1つの自治体のあり方ではなくて、自治体が本来持っている役割、住民の要求を正しくいろいろな予算の中に反映をさせ、そして、それが住民のためにいろいろな形でなっていくような、たとえば、いまの生産調整

等の問題の中では、そういう面から考えますと、非常に今回の予算の中には、農民に対しても農政という立場から考えても、非常に不満が多いのであります。

また、教育費の中を見ますと、これも地財法に違反しているのではないかと、そういう疑いがあるということで、高等学校の施設整備その他には、あるいは運営その他には、本来、県が持つべきものは県に持たせるといふ、そういう努力がずっとなされるように強く要請をしてきておるわけでありましたが、昨年同様に、依然として黒姫分校の運営費に200万を計上しているわけでありまして、助成費が計上してあるわけでありまして、これらも漸進的に、昨年200万であったものが、ことしは100万をしかたなく出した。しかし、100万は県から当然出すべきものとして県に負担をさせたのだという姿が何にも見えてないわけです。国と直結し、県と直結し、仕事が容易にできるということを豪語しているいまの執行体制の中で、わずか、法に違反しているのではないかと、200万さえも満足に県に負担させることができない。県から支出させることができない。この高等学校の助成金についてはきわめて遺憾であり、反対を強く申し上げておかなければならないと思うわけでありまして。

また、福祉関係を見ますと、これもいろいろ项目的には、はなやかなものが見られるわけでありまして、すべては国の委託によって、あるいは国の助成の中でそれぞれ行なわれておるものでありまして、本市が、本市に住む精薄者、あるいは本市に住む気の毒な母子家庭の人たちに対して、この予算、31億というぼう大な予算の中で、ほんとうに本市の恵まれない人たちに行き渡る予算が計上されておるかということ、全く、国から来るものをそのまま受け継いでいるという面が非常に多いのでありまして、これらはやはり、米の生産調整等に見受けられると同じように、もっと政治の光が公平にあたるような施策が、項目だけではなくて本質的な面でも、そういうものが計上されてゆくことが民主政治の本質であり、また、それが自治体のいろいろな運営の中では最も大切なことであろうと思うわけでありまして。

以上、簡単でありますけれども、いろいろ申し上げました、それらの点が……総体の中では、おおむね認めることができますけれども、いま申し上げたような、その諸点については、どうしても相許すことができないという考え方を、私ども議員団では討論をした結果、持ったわけでありまして。

以上の立場から、本46年度の当初予算案に反対をいたします。

#### ◎議長（武田英三君）

ほかにありませんか。35番。

〔35番飯塚 正君登壇〕

#### ◎35番（飯塚 正君）

私は、今回の当初予算に賛成の立場で申し上げたいと思います。

確かに、いろいろの項目についてお話をいただくなれば、なるほどなあというような言葉を、私も感じとられる点はございます。しかしながら、予算というものに

なりますと、全体のワクの中でやはり、しんしやくしなければならぬ。私はいつでも予算を見る場合には、そういうような考え方に立っております。たとえば、社会党の皆さんが中心になって、請願・陳情その他で、ひとつ予算をつけていただきたい、こういう問題も確かにあると思います。こういうような問題も、予算全般の中にはやはり、はいっていると思うのです。ですから、私はいつも言うんですけれども、6月、9月の更正という機会もあるんですから、こういったようなときに、大いにそういったものを是正するように市長に働きかけるという姿勢が私は大事だと思うのです。そうでなければ、やはり修正の意見になると思うのです。そういう項目をあげて、そうして、考え方が違うから全般的に反対なんだということになると、1つの基本的な施策というものがなければならぬと思うのです。基本的な考え方の違いがあって相いれないのだということになるならば、やはり数字でなくて、基本的な姿勢を打ち出すべきだと思うのです。ですから、国あたり、あるいは代議士あたり、党から自治体に流れるような考え方は、やはり、われわれは捨てなければならぬ。やはり自治体というものは、自治体のよい環境とか、あるいは自然条件とか、そういったような中に、われわれは予算を組んでいかなければならぬ。これは運命づけられた宿命なんです。ですから、国が考えているような考えと、ある意味では逆の考え方に立つ場合もあるわけです。たとえば小林市長が、老人施策に対してひとつ考えを新たにしていかなければならぬ、こういう場合には、予算は少ないです、確かに少ないですけれども、私は他市から見て、老人福祉に関する限りにおいては私は成長していると思うのです。あるいは、皆さんがよく言われるところの母子家庭の問題についても、あるいは児童手当の問題についても、確かに、自治体が国の施策に先んじてやるということは、なかなか大変なことだ、至難なことだと思います。しかし、そういう問題についても、予算の額は少ないといっても、そういったものを予算づけしてゆくといいところに、やはり行政の姿勢というものが大事になってくると思う。行政の姿勢をわれわれは常に正さなければならぬ議員の立場にあるわけです。ですから、そこに金額の多少は、論議の過程でお話があったとしても、その誠意は、やはり、われわれは認めるべきだということに考えております。

また、私はいつも申し上げるんですけれども、31億7,200万ですか、この当初予算を組むにあたって、やはり、普通であるならば、市長がこの4月の選挙に立候補いたします。立候補いたします場合には、大胆不敵にこの予算が、自分の思うような予算を組むときにこそ、議員は注意しなければならぬというように私は見ておった。ところが、予算全般をながめてみると、市長の考えがこの中に出ると同時に、各課長、われわれ議員の言わんとしていることが、総花的かもわかりませんが、予算の中に数字としてのっておるといことは、私はやはり高く評価すべきでないかというように考えております。

そのほか、いろいろの問題がございますけれども、今回の予算は全体的に見まして、私はりっぱな予算であるというように評価いたしますので、賛成を申し上げます。

◎議長（武田英三君）  
ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（武田英三君）  
討論を終結いたします。

◎議長（武田英三君）  
これより議第16号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、文教厚生常任委員会は要望を付して原案可決、他は  
いずれも原案可決であります。  
本案は各委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

◎議長（武田英三君）  
起立多数であります。  
よって、議第16号は、原案のどおり可決されました。

#### 日程第14 原子力発電所特別委員会の中間報告

◎議長（武田英三君）  
日程第14 原子力発電所特別委員会の中間報告  
であります。

原子力発電所特別委員会に付託中の事件について会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申出がありますので、この際これを許します。26番。

〔26番柴野寅平君登壇〕

◎26番（柴野寅平君）  
原子力発電所特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、「原子力発電所設置についての対処」を目的として、昭和44年9月29日に設置されました。

以来、委員会は、多岐にわたる問題に対処するため、「環境整備対策」「監視体制整備対策」及び「産業振興対策」の3つの分科会を設け、分科会の意向の集約の上に立って、具体的な取り組みをはかってまいりました。

委員会で取り上げられた主な問題点は、県道つけかえ、周辺道路の整備、監視体制の整備、住民への啓発活動、地元産業への影響、温排水利用、漁業問題、試験・研究機関の誘致、関連産業の振興、等であります。以下、主な問題点ごとに経過の概要を申し上げます。

## 1 県道つけかえについて

発電所予定地を通過する県道柏崎・寺泊線は、法の規制により、う回を要することになりますが、このことによって地域が受ける不利益のカバーについては、委員会として強い関心を持ち、県の道路建設課など関係当局に対し十分な配慮を要請してまいりました。

## 2 周辺関連道路の整備について

前述の県道のつけかえによる不利益のカバーとともに、地域の開発・発展に資するため、周辺関連道路の整備が必要と考え、環境整備対策分科会を中心としてこの問題に取り組み、現地視察や、県・市当局との話し合いなどを行なってまいりました。

委員会および分科会の協議の中では、ある程度具体的に話題にのぼった路線もありますが、これについては地域の開発構想や、財源裏付等との関連において煮詰めをはかる必要があり、市当局においても検討を進めているということでありま

## 3 監視体制の整備について

このことについては、監視体制整備対策分科会が出県して県の取り組み方を聞き、また、福井県や茨城県の状況等について調査を行なってまいりました。

県においては、昨年から環境放射能と漁業への影響に関し、多くの項目にわたって事前調査を実施しており、運転時の監視体制については、検討を進めているということでもあります。

福井県や茨城県の状況については、当時配布の報告書のとおりであります。

市当局との話し合いの中では、監視体制への関与、公害条例の検討、放射線関係技術職員の養成等について意見をかわし、また、積極的な取り組みを要請してまいりました。

## 4 啓発活動について

住民不安の除去をはかるための啓発活動については、関係機関による積極的な推進を希望し、市当局および県当局に対して委員会の意向を伝えるとともに、委員会自体としても関係地域に出向いて、住民との話し合いなどを行なってまいりました。

## 5 温排水利用について

このことについては、主として産業振興対策分科会において取り上げ、市当局等と話し合いを重ねてまいりましたが、現在のところ、各種のアイデアについて、煮詰めをはかっているという段階であります。

産業振興対策分科会においては、温排水利用の事例として東北電力の仙台火力発電所における魚貝類養殖の状況を視察してまいりました。また、温排水利用にあたっての放射能監視ということに関連して、産業振興及び監視体制の両分科会が、

放射線医学総合研究所の臨海実験場を視察してまいりました。これらの状況は、視察報告書のとおりであります。

#### 6 地元産業への影響について

主として産業振興対策分科会においてこの問題を取り上げ、原子力発電所建設に伴い、賃金、雇用、受注等の面で地元産業に対してどのような影響があるかということについて、調査と対処の検討を当局に要請してまいりました。

#### 7 漁業問題について

このことについては、漁民の立場を尊重した補償措置とともに、将来の漁業構造に対する適切な指導・援助の配慮を期待し、関係機関に対して委員会の意向を伝えてまいりました。

#### 8 その他

各種試験・研究機関の誘致、あるいは関連産業の振興等についても関心をもって取り上げてまいりましたが、これらに対する取り組みは、なお今後の課題であります。

以上、経過の概要を申し上げてまいりましたが、原子力発電所の建設が、住民の福祉をそこなうことなく、地域により影響をもたらすよう、議会は議会の立場から、さらに力を尽くすことが必要であろうと考えるわけでございます。これまでの経過を申し上げ、委員会の中間報告といたします。

なお、ご質問に対しては、それぞれ各分科会の主査がございまして、主査をして答えていただきます。

以上でございます。

#### ◎議長（武田英三君）

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。9番。

〔9番芳川広一君登壇〕

#### ◎9番（芳川広一君）

私たちは、この原子力発電所特別委員会の設置に関しましては、特別委員会が原子力発電所の設置を積極的に推し進めていくという立場に立った特別委員会だということですので、安全性については非常に大きな疑問を持つ私たちとしては、この特別委員会に加わることはできないことはもちろん、この特別委員会が設置されることについては反対してまいりました。また、そういう立場で若干質問を申し上げたいと思うわけです。

私、いろいろお聞きしても的確なご答弁が必ずしも得られるとは考えないので、質問すれば、半日でも1日でも質問できるわけですけれども、そうもまいりませんので、簡単にひとつ質問を申し上げたい。

発足当時の姿勢はどうあれ、その後いろいろの問題が新聞紙上等にもようやく

にしてあらわれてくるようになったと私は思います。研究委員会ができました当初……この特別委員会ではなくて、原子力発電所はどういうものか研究してみようという研究委員会ができました当初は、まだあまり原子力発電所の問題については、台数も少ないし規模も小さかったので、さほど問題になっていなかったと思うのですが、その後いろいろ出てきた……たとえば、アメリカの原子力委員会の付属研究所……アメリカの原子力委員会というのは、アメリカの原子力の平和利用、原子力発電所を含めたそういうものについての監督官庁の最高機関でありますけれども、その付属研究所におりましたところのホフマン、タンブリン、という2人の専門家が、いまあるアメリカの20数台の原子力発電所から漏れているところの放射能をなお10分の1に減らしても、なお生まれてから30年間この微量な放射能を浴び続けるというと年間6万数千人の人たちを白血病やガンやその他の放射線障害で生命を失うことになるだろうという警告を出しました。そのことは、私は議会でもたびたび申し上げたわけでありますから、研究委員会の皆さんも十分ご存じだろうと思うのです。あるいはまた、そのホフマン、タンブリンの2人の長老科学者は昨年4月でありますか、さらに再度警告を発しまして、もはや原子力発電所から漏れる放射能はゼロにしなければならないという警告を再度発表いたしました。一昨年の11月に発表しましたときには、アメリカは急いでそれをいささか金をかけまして漏れ方を防ぐような処置をしたわけですが、しかし、いかほどもできなかつた。なぜかといえば、それは漏れるのを10分の1に減らすためには、新聞記事によりますとアメリカがベトナム戦争にかけているぐらいの金をかけなければできなかつた、こういうのですから、若干漏れるのを整備した時点において、またホフマン、タンブリンの2人の科学者はもはやゼロにしなければならないという警告をした。これが日本の新聞にも出ました。こういうようなことは、特別委員会では、初めの姿勢は積極的に誘致をするという姿勢ではあったと思えますけれども、そういう問題が出てまいりまして、そういうことを聞いた場合に現にここにできるわけですから、その問題について、一体、特別委員会ではどのように研究、検討をされたか。あるいは当局にいろいろ提言をなさったのかどうか。まず、そういうことをお聞きしたいと思うのです。

それからことしになりまして、1月の22日であります。これも私は議会で申し上げましたけれども、ラルフラツブというアメリカの著名な原子力科学者、これは日本の新聞にも出た。100万キロワット級の原子力発電所ができると、いろいろ試算してみると、今後2,000年までに、今後30年間の間にこの100万キロワット級の原子力発電所に重大な事故が起きるのではないかという警告も出しております。そういたしますと、九州あたりの方が、直接原発ができる地域でない人が見たときは、それを見て見のがすということがあっても、私らはすぐこの目の先、庭先に巨大な原子力発電所ができるわけですから、やっぱりラルフラツブの警告が出たそのことも特別委員会で検討されるということがあってもよかったと思います。そういうことがやられているのか、やられていないのか。要するに、ただ設置しようという、あまりそのことだけに目をとらわれていては私はいけないと思うのだが、いろいろなそういう新たなものが提起されたときに、委員会としては

どのように対処されているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それから、温排水の利用であります。ここにも「温排水の利用」と……。市民の中の皆さんにも温排水の利用はできるのではないかと考えておられる人もいます。その点は利益だからいいじゃないかという考え方にもなっていますが、いずれにしてもここにできる原子力発電所というのは、世界じゅうで動いている原子力発電所を全部集めた3分の2のものができるわけですから、これはこの前の本会議でも申し上げましたように、世界で最も人口がひしめいているところの日本の国の中のたった1カ所の、しかも私たちのすぐ目先にできるわけですから、これは「宮川や荒浜よりも、おら中通は違いぞ」ということにはならないわけです。大沢はちょっと遠いからだいじょうぶだということには、私はそういう簡単な言い方にはならん。そういたしますと、先ほど申し上げましたような、たとえばアメリカの放射能の漏れの警告等がある、そうしますと、ここにはアメリカじゅうにできている原子力発電所の何倍ものものが1カ所にできるわけですから、そこから漏れる放射能というものはたいへんな問題だと思いますが、特に温排水問題をお聞きしますが、温排水は阿賀野川、……信濃川の水よりも量の多い阿賀野川の水の1.5倍の温排水ですから、そこから出る熱を伴っている温排水というものは、膨大な量であります。研究委員会はここに簡単に「温排水の利用」などと言うておりますが、かりに放射能とかという問題は全然ないものとしたしまして、除いたとしても、私はこの前も申し上げておおり、一体利用し切れるのかどうかということです。膨大な温排水でありますから、それは公害となってあらわれるのではないかとということが、柏崎市以外ではいろいろ取りざたされているわけです。残念ながら。たとえば、新潟日報にもそのことは、つい十数日前に大きな記事になって出ております。放射能の問題とあわせまして温排水の公害が予測できない、予測できないと言っている。あるいはまた、そのほかいろいろあるわけですが、一体そういうものを簡単に特別委員会は温排水の利用と書いているわけですが、公害が伴うのか、伴わないのかなどということも十分検討されているのかどうか、そこらもひとつ聞かせていただきたいと思うのです。

それから放射能の問題、許容量というて許される量……国際放射線防護委員会がきめている量、これは濃度であります。もはや濃度だけでは論じられない問題がある。また、たった1カ所に100万キロワット級の原子力発電所が5基、10基と寄せ集めてできるのは、そのことは大きな問題なんだということは、いまいろいろの学会の雑誌におきましても、あるいはわれわれ一般の見受けられるところの新聞紙上にも出ております。13日の読売新聞にはかなり大きいスペースで出ております。それから、十数日前の新潟日報では、やはりそのことが出ております。

しかも、新潟県原子力技術委員会というものができておりました、それに協力していなさる小山誠太郎教授……原子力発電所は一般的に安全だと思っていなさる教授でさえ、1カ所に100万キロワット級が7つも8つもできるというのは理解しがたいと言っているのが新聞に出ておりました。そういうふうになってきているときに、私は特別委員会がいまの温排水の問題や、それらの考え方について、どのように一体対処され、あるいは委員会みずからいろいろのことをやられた

り、あるいは当局に提言されているのかどうか、そういう点をお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（武田英三君）

26番。

〔26番柴野寅平君登壇〕

◎26番（柴野寅平君）

いまの芳川議員の質問でございますが、アメリカでそういうことがあるということも聞いておりますが、しかし、私どもの手ではこれを煮詰めて研究するというだけの能力もございませんので、各研究機関にそれらあたりを聞いているような状態である。ただ、敦賀のコバルト60の問題については、これは近いものでございますので、科学技術庁あたりに行って調査した結果を皆さんのところに配布してあると思いますが、そのような結果でございます。

それから温排水の利用でございますが、私ども現在稼働している各地区等を回ってみましても、確実なものを、じゃこれだというようなこともございません。ただ、いまの報告にも申し上げましたとおり、この問題についてはなかなかむずかしい問題もございます。ただ、仙台の火力発電所でやっている等の視察だけでは問題は解決できないということでございます。また、ほかの地区におきましても、水産試験場等を誘致することによって、そこでまず研究をさせようという考えを持っているような状態でございます。したがって、柏崎でも水産試験場あたりを誘致して、そこらあたりで研究をさせることが適当であろうというようなことから、水産試験場の誘致等も当局と話し合っているといういまの段階でございます。

以上でございます。

◎議長（武田英三君）

9番。

〔9番芳川広一君登壇〕

◎9番（芳川広一君）

私はいま答弁がありましたけれども、あまり満足な答弁では実はないわけです。しかし、それは柴野委員長が悪いということを申し上げるわけではありませんが、私はこれだけのかい問題については、特別委員会が幾ら一生懸命やっても研究し尽くすことができない問題だろうと思います。それが、しかも、特別委員会で温排水の利用だとか、監視体制だとか、論じられている。それがあたかも市民に責任を負えるかのごとくやられていったら、これはたいへんだと思うのです。ですから、特別委員会というものはつくりたくないほうがいい。これだけ大きな問題でありますから、私はこの前の本会議にも申し上げましたが、12月にも申し上げましたが、国連総会におきましてもちゃんと決議されております。今日、原子爆弾の実験による被害よりも、原子力の平和利用の、特に原子力発電所のもたらす被害を無視

することはできなくなった。したがって、各国は慎重にやらなければならないという決議をしました、国連総会で。そういうことをもし私のようなものでも申し上げたら、やっぱり特別委員会は「そんなことを言うたのか」と……。普通の正常な神経を持っていれば、「そうか、それはそうなのか」といって、考えるのはあたりまえです。それがそういう正常な考え方ができないような状態にだんだんなっていくのは、竹やりでも勝つんだというような戦争中のああいうものは、いま考えてみますと全くナンセンスだと思っているのですけれども、それが本当だと思い込んだと同じようなあやまちを次から次へと積み重ねていった結果、世界じゅうの原子力発電所を集めた3分の2、それがたった1カ所にできる、そのこともやっぱり特別委員会で研究されているのかどうか。一体世界じゅうで1カ所に800万、1,000万という原子力発電所を1カ所に集めてつくろうという計画は一体ありますか。アメリカのような、あるいはソ連のような、テメエの国の中で原子爆弾の実験ができるような国でさえも私はないと思います。そういうことも特別委員会から慎重に考えてもらわなければならないと思います。

それから、温排水の利用について申し上げますが、関西電力ですか、新聞記事ですから正確なことはわかりませんが、全体を冷蔵庫みたいにいたしまして、何かやる方法をいま考えて研究しているというのです。というのは、私はよくわかりませんが、温排水というものは公害が出てくる。そんなものは利用し切れないのだ。かりに利用できたとしても、そういう問題もあるだろうと思います。もし、それが利用できないもの、それから現実的に利用できるものであれば、何、そんなことをしましょう。そういうものも記事に出ています。

で、私はいろいろ申し上げたいことはいっぱいありますけれども、私ばかりしゃべってもしようがありませんから……。またしゃべっても、そんなに特別委員会があれやこれや全部市民に責任を持って対処できるものじゃないと思うのです。ですから、これはこれで任期が来れば終わる、やめになるということですから、やむを得ないと思いますが、委員長から感想をお聞きしたいのですけれども、これだけ大きな問題を特別委員会の手には負えないものかどうか。また十分、市民に責任を持って、温排水の利用とか、監視体制とか、一体言い切れる委員会であったのかどうか、総括反省をぜひお聞かせいただければ幸いです。

◎議長（武田英三君）

26番。

〔26番柴野寅平君登壇〕

◎26番（柴野寅平君）

柏崎の原子力発電所特別委員会が市民に対して、こんなことで責任を負えるのかどうか、こういうご質問でございます。これは率直に申し上げまして、柏崎の特別委員会あたりだけでは、とても責任の負える問題ではないと思います。これは日本の科学者、あるいは世界の科学者があげて研究している問題だと私は考えております。また現在、そうであることは間違いのないと思います。したがって、私ども

はそれを信じ、しかも市民の不安感を除去するためにそういう方々の書いた本なり、あるいはそういう人たちの発表を聞いて、これをなるべく市民の方に1人1人PRして納得していただくという考え方で現在のところはあるわけです。したがって、柏崎の原子力発電所特別委員会の委員が、これはそれだけの研究がまたできるはずもないし、またできていると考えておりません。ただ、そういう世界の科学者、あるいは日本の科学者を信頼してやっておるという形でございます。以上です。

◎議長（武田英三君）

ほかにありませんか。8番。

〔8番金子孝男君登壇〕

◎8番（金子孝男君）

一口に言って、中間報告はきわめて抽象的であって具体性がきわめて欠けていますので、なるべくあげ足をとられないようにという配慮の中で書かれておりますけれども、あまり問題を提起しても適切にお答えはいただけないのはあたりまえだろうと思っておりますが、しかし、もっと具体的な問題であればお答えがいただけると思っておりますから、ひとつお聞きをしますが、住民への啓発ということであるいろいろなことをやられてきたということです。芳川さんがさっき言われますように、この特別委員会は、絶対安全だ、かなり安全だ、いろいろな考え方がありましようけれども、安全だから推進をしたいという立場でできている特別委員会でありますから、住民への啓発運動というのはきわめて片寄った啓発運動しかしていません。私ども反対同盟等がわざわざつくるような資料も中に10分の1ぐらい加えてもらってやっていれば、私は公正な啓発運動であったと思うのですが、かなりそこらを絶対安全だという見地、あるいは賛成だという学者の立場だけをとらえて啓発運動をやってきたのではないかと思います。そこらをまずどういうふうに啓発されてきたのか、そこらはまず具体的にお聞かせいただけるかどうかと思うのです。

さらに、県道とのつけかえの問題がここに、地域住民に及ぼす影響という点で提起されておりますが、これも私は素朴に考えて、皆さんが安全だというのであれば、県道なんかつけかえてもらう必要はないわけですから、いまあります寺泊線の県道をちゃんと通られるようにするのが当然であって、わざわざ住民に非常に不便を感じさせながら大きく迂回させるなどということは必要ないわけです。それをやっぱり法の規制によって迂回をせざるを得ないわけですが、ここらは不安なものであり、あるいは安全性にいろいろ問題があるから大きく迂回をしなければならぬというふうに私どもは考えているのですが、そこらの検討はどのように善処をされているのですか。この報告書の中では、そういう迂回をすることによって起きてくる不利益のカバーを十分配慮するように要請をしたというのですが、ところが、この報告書はすべてそうですが、要請をしましたと。要請にどういうふうにこたえてくれたとか、あるいははっきり結論が出なくても、いまの段階では、

そういう私どもの不利益なものをカバーしてくれる要請については、向こうではどういうふうに答弁をされたかというものは何もないわけです、この中に。そういうものをもっと具体性をもって報告をされるべきだろうと思うのです。ですから、わざわざ聞いているのです。

ですから、私がいま言っているように、不安なものでなければ迂回をしなくともいいじゃないかという立場で、やっぱり地元住民の利益を守るという立場での話し合い、あるいはそういうものを迂回させないで十分やっつけていかれる、安全なんだから。あなた方が考えているように安全だとすれば、大きく迂回させる必要はないわけですから、そういうことについての話し合いはどういうふうに行ってきたんですか。

さらに監視体制の整備の中で、県においては昨年からは環境放射能と漁業への影響に関し多くの項目にわたって事前調査をしておるといふふうになっております。なるほど実施をしておるんだろうと思いますが、ここらもそれなりに監視体制について、いろいろ事前調査が進められているのも私どもはわかるわけですが、先ほど芳川さんが言われるように、世界に例を見ない巨大なものですから、たとえば原発が不安であっても、時の要請にこたえて、電気需要等のそういうものの要請にこたえて、非常に危険だけれども、しかたがないとするならば、少なくともいま日本の国や、あるいは世界の中で稼働しているクラスのもので、たとえば1基つくられるというのであれば、いろいろ考えられることがあります、考えなければならぬと私も思いますが、しかし、いま現時点で100万キロワットのもので、事実上1台も世界じゅうで運転をされていないわけですから、その運転をされていない100万キロが6基ないし8基もできるわけです。この前の議会の本会議中でもいろいろ討論があったように、それは東京電力の本当の腹はそんなものでなくて、110万キロから150万キロのもの、大体1,040万キロというふうには、これは東京電力の社長が新聞紙上に公に言っていることだからうそではないだろうと思う。1,000万キロのものがこういう人口……さっきも、私は当初予算の反対討論の中で申し上げたように、すぐまわりに7万、あるいは10万という人口密集地帯に世界に例を見ないという巨大なものがつくられて、はたしてそれがこういう事前調査等で……これは確かに事前調査をしたらだいじょうぶだという資料になるとお考えになっているのですか。そこらの点をどのように研究をされてきているのですか。そういう世界に例を見ないような巨大なものに対する住民の不安をちゃんと除去していく、監視体制はちゃんとできるという、そういうものを保証して、責任をもってあなた方は研究をされているのかどうか。そこらの点も、私どもは非常に危険だという不安を抱いている1人ですから、そういうものをよくないからだとはいいながら、あなた方のそういう研究の成果は、この中には少なくとも具体的には何にも出ていない。一応それだけをお聞きします。

◎議長（武田英三君）

26番。

〔26番柴野寅平君登壇〕

◎ 26 番（柴野寅平君）

啓発活動についてでございますが、これは確かに皆さんから言わせれば、一部の  
人に対する啓発活動でないかというふうに言われると思うのです。私どもも当初  
そういうふうな考え方……そういうふうな考え方というとおかしいのですけれど  
も、全市民から不安を除去したいという考えでおるわけですが、当面するところ  
は、やはり荒浜であり宮川であるというようなことから、宮川地域あるいは荒浜地  
域の人たちの住民の不安感というものは一体どこにあるのか。ここらあたりをま  
ず聞こうということで数度にわたって地域を訪れて聞いたわけですが、さてそれ  
ではなかなか一部の人だということになると思うのです。したがって、全市民  
からこれを納得してもらおう方法はないかということで意見具申をいたしましたり、  
あるいはまた出県をいたして、そして副知事に会って話をしたのが例のテレビに  
出たり、新聞に出たりしたあのことでございます。なお、柏崎でも従来はりっぱな  
パンフレットをつくりまして、そして配布をして啓発活動をやったというのが現  
実でございますけれども、こういうりっぱなものはやっぱり一部の人にしか見ら  
れないじゃないか、これでは困るというので、最近になりまして「原子力ニュース」  
というものを全戸に出しておるわけです。したがって、これを見ていただけれ  
ば、大体おわかりだと思います。

それから県道のつけかえでございますが、これはもちろん安全であれば、いまの  
まま通っても差しつかえないじゃないかというようなご質問でございますけれど  
も、これは原子炉の設置・運転に関する規則がございます。したがって、運転  
に関する規則の中で、周辺監視区域を設けなさいということになっておる。その中  
を通してはいけないということになっておるので、迂回はやむを得ないだろう。あ  
るいはまた、立地審査の規則の中では、仮想事故を想定してこういうふうにやりな  
さいということで規則できまっているわけです。したがって、これにのっとな  
ってやっているんだらう、またやるのが当然であるというふうに私どもは解釈し  
て、迂回路はやむを得ないという考え方をしておるわけです。したがって、  
さてじゃ迂回をする場合に、地域民は非常に不便を感じるだろう。それに対してさ  
っき言いました、周辺道路の整備というようなことを申しましたが、それに対して  
一体おまえたちはどういうふうに考えているのかということでございますので、  
これは先般の本会議でも市長のほうから答えたと思うのですが、北陸コンサルタ  
ントに依頼して、そしてそこから答申が出たと思うのですけれども、そこらあたり  
をこれからPRしていくという考え方でおるわけです。

なお監視体制の問題については、監視体制の主査のほうからお答えさせます。

◎ 議長（武田英三君）

10 番。

〔10 番 関矢尚三君 登壇〕

◎ 10 番（関矢尚三君）

お答えになるかどうか、そのほうも不安なんですけれども、答えてみたいと思うわけでありませう。

私も日本の国の中に設置されておるところの、いま運転中の発電所や、建設中の発電所、そういう数少ないですけれども、現場を見てきた一員でございますが、たまたま議会側の特別委員会といたしまして一昨年発足したわけでございますが、私が監視体制の部門に主査として突入して今後の議会側としての立場で本日まで戦ってきたわけでございます。これはやはり、芳川議員、金子議員がおっしゃったように、取り扱い物件というものが危険物であることは十分に承知をしておるわけでございますが、それに対するところの取り扱いによって原子力発電所ができあがる……建設し、最後には運転を開始するわけでございますが、そこから出てくる放射能については、現在柏崎の場合には、現実にはまだ未知の世界でございますが、たまたま参考までに申し上げますならば、敦賀・美浜の福井県の状態をながめ、また福井県の立場やら、敦賀市の場合、美浜町の場合を考え合わせるならば、当然柏崎の場合としては、県の方たちとお会いいたしまして漏れ聞いたところを合わせますという、まだまだ私の目から見るならば物足りない点が多々あるわけでございます。そういう面からいたしましても、もっと強力に県のほうは県なりに福井県のような立場、動きでやっていったならばと、こう請われる点もあるわけでございますが、もちろん放射能そのものについては、当然公害というものはゼロに押えなければならない、これは原則だと思います。そのために、それに対応するだけの技術の開発は、やはり1年1年と進歩してゆかなければならない、これも当然のことだと思うのです。

で、たまたま福井県の大飯田というところには、いま計画中のものは111万7,000キロワットのかまができあがるわけでございますが、1台の能力が150万キロワットまでには国では許しておると、こう聞いておるのです。で、100万キロワットのかまが将来柏崎の荒浜に8台できることは例の見ないところで、私も十分わかっておりますので、それに対する監視体制というものは十二分にわれわれの立場といたしまして、市の住民の方々を考えるならば、当然過ぎるほど当然、監視の目を抜いちゃいけない。こういう考え方でもって、私は監視体制の部門にはいっておるわけです。おそらくこれは、世界に例を見ないことも十分承知をしております。しかしながら、今日までの私たちのあり方といたしましては、当然将来わが国のエネルギーというものは、現在の6倍になる、こう私は聞いておるんです。したがって、石油の消費量も大幅に増大しても、なお原子力だけは現在の総エネルギーの消費量の2倍を生産しなければならない。これは前回、私は議会でも申し上げたのでございますが、そういうような立場で、状態から放射性廃棄物の処理や、あるいは産業用のアイソトープが最大の問題になってくるのは当然でございます。しかし、放射性廃棄物の現在の海洋投棄も、著しく最近の海洋開発ブームで危険なことはわかっているわけです。しかしながら、その点につきましても、また最近半減期というものが科学的に出てきたことを私は知ったわけでございますが、ほんと私が安心したわけでございます。で、さらにその点は、もう禁止されていることは事実ですが、わが国の場合は狭い国土の中で大量に地中に埋めること

も不可能です。当然なんです。こんなことをやってはいけないんです。平和利用の面ですら、原子力利用の安易な考えは許されていない。核兵器やあるいは原子力関係などは論外なんです、あたりまえなんです。私たちがその部門にはいって、住民の立場にはいって、住民の方々の不安を取り除いていくには、この発電所誘致に対しては、やはり当局はもちろんのこと、議会側としてもこの案は通ったわけでございますので、その点はやはり議会は議会人としての立場で進まなければならない、こういう考えを私は持っておるのです。しかしながら、私たちは現行、行なわれているところの原子力の基本を堅持しなければならない。絶対に事故を起こさないように十分な監視体制とチェックを行なっていくと、こういう考え方を持っているのです。ですから、あわせて安全なる廃棄物処分の技術開発を推進していくんだ、これをモットーにして私たちは本日までやってきております。

しかしながら、この問題は大きな問題であります。ゆえに、1年や2年ではどうしてこれを解明することは私はできません。これはやっぱり、大学の先生、教師は教師なりの正反の理論が出ております。設置されたところの、運転されているところの、あるいはまた、そういう面で事故を起こしたことも私は聞いておりますが、そのような事故が起きるといことは、私たちはこれはやっぱり国でもって、もしその事故のために人害がこうむるとするならば、これは国でやめさせなければならない、法律できめてある以上は。そこまでも、今後は進むべきじゃないかと私は考えている。ですから、いま私たちが今日までの間には、数回監視体制の委員の方々と協議もし、そしていろいろな勉強をしてきました。勉強をしても、まだまだ1年やそこらの期間では勉強を仕上げるわけにはいかない。なぜかならば、もう複雑怪奇といいますか、ものすごく、大学出でもわからないような解明になるわけです。その点で、非常に私たちは、議員は議員なりの立場で勉強もし、そして政治も進めていかなければならない。しかも、それが住民の立場で十二分にその立場にはいって考えてやらなければならない。そして時をかせいで、その不安を取り除いてやらなければならない、こういう形です。初め、敦賀の場合でも、美浜の場合でも相当地にやっぱり反対はあった、こういうのです。最近はどうだかという、ある程度、その反対はなくなったという話を私は聞いております。地元の方がPR館にはいって就職して、そして安全性についてPRをしている、こういうものを私は事実、その方にお会いしてきたわけですがけれども、漁民は漁民なりに私は聞いた話ですがけれども……（9番芳川広一君「大体わかりました」と呼ぶ）そうですネ、そういうことですネ。話をすればまだ詳しいことはたくさんありますけれども、そこまで勉強してきたことを認めていただきたいと思うのです。まだまだ不十分でございますので、お互い議員は議員間で尊重し合って、そしてお互いに手を合わせて、こういう大問題に突入すべきじゃないかと私は思うので、私の立場から一端を申し上げて、お答えになるかどうかわかりませんが、ひとこと申し上げたわけでございます。以上です。

◎議長（武田英三君）

6番。

〔6 番竹内吉三郎君登壇〕

◎6 番（竹内吉三郎君）

監視体制の主査の関矢議員のほうから一生懸命勉強して市民の安全にこたえなくちゃならないと。私はあなたのところが一番大切だと思います。

で、石炭も石油も私たちは、あす、あさってなくなるというふうには考えておりません。で、現在、いま10年たてば、現在の電気は6倍になるだろうということは聞いております。そういうことは私たちは、こういう考え方の中でこれを研究すればするほど、危険なものはないと考えております。そういうこともこの議会では言っているわけです。少なくとも各所のほうぼうを見て非常に勉強をしてまいった。市民には責任をもってこたえなくちゃならないと。だが、あなたが勉強してきたのはわからんはずだ。わからんところに行っている。何にもわからないところに金を使って行っているとは私は思うのです。で、それは私の言っていることは極端かもしれない。それはある程度わかっておりますけれども、だが、私たちが研究をして本当にまだ危険なんだと。まだまだ営業化するには非常に危険なんだと。先ほど芳川さんも言ったように、金子議員も言ったように、それをみんなここで言っているわけです。そういうものを踏まえて、あなた方はきまったんだから進め進めというだけではないわけです。何でもいいんだから、安心だ、安心だといってつくらせばいいというものじゃないわけです。そういうものをあわせてやることになっているわけです。で、そのときに、われわれは一体何と言っているか。特に芳川議員からは、こういう学者もいます、こういう先生もいます、政府の要請にこたえて原子力発電所対策委員会とあって、アメリカあたりに行っても1～2を争う、だれにもひけをとらない学者が日本におりますよと。この人たちが、私たちが危険だと言っても……危険だと言っている私たちがつくっても、まだ危険は残ると言っているわけです。そういうこともあなた方は知っているわけなんだ。

で、私が聞きたいことはくどくど申し上げません。少なくとも簡単なことなんです。非常にこれを危険だと言っている中立的な学者もいれば、全く危険だと言っている学者もいるわけだ。少なくとも中立的な人のところへ、本当にこれを知ろうとするならば、知識をつけてからできている発電所を見にいかなければならないと思うのです。あんなものは音もしない、目にも見えない、においもしないものをりっぱでございます。危険はございませんとする口はないですよ。これは委員会ができる直前にさんざん論議をされていることなんだから、当然それは踏まえていると思う。だが、あなたの報告の中にはさっぱり核心には触れていない。だから、私に言わせれば、本当の研究をなさってきたんですか。市民にこたえる責任を負えるような努力をしてきたんですかと、私は言いたいわけなんです。そうではないと思うのです。それで、私たちは本当に電力が必要ならば、柏崎は必要でなくても、本当に日本のどこかに電力が必要ならば、まだ私は先ほど申し上げましたように、石油も石炭も10年や50年ではなくなるのです。需要が幾らふえてもなくなる。それは費用の面からいってたいへんな違いが出てくるかもしれないが、命にはしかしかえられないと思います。5年や7年は、安全だというまで待たって

私はいいと思うのです。そういうようなこともあわせて考えたか、研究したか、あるいは、そういう非常に中心的な考え方を持っている人たちにあなた方が門をたたいて、その実情を訴えて勉強をしてきなされたか。そういう中で現場を見てこられたのかどうか、お聞きしたい。

◎議長（武田英三君）

10番。

〔10番関矢尚三君登壇〕

◎10番（関矢尚三君）

安全性の問題について、どこまで勉強をしたかと、こういう質問ですかネ。これは当初私が申しあげましたように、私たち監視体制の委員の人たちは、それなりに勉強してきたんでございます。で、いたずらに研究所や福井県のほうや、あるいは現場へ行ってきたわけではないんでございます。とうとい旅費の中から調べてきたことは、先日の議会に報告として出してあることは事実証明するわけでございますが、そういう面でいま正直に申しあげますならば、絶対に……絶対ということばは、いま私は申しあげられません。ほぼということばも、私は申しあげません。未知の世界でございます。だから、先ほど申しあげましたようなことばに変わってくるわけでございますが、まだモニタリングの問題につきましても、相当にまだ勉強不足でございますので、見たり聞いたりだけのことは、事実、私は知っております。そういうことですネ。

もう1つは、それらを聞きあわしてみたところには、総じてこれは危険物であるけれども、技術に対応するだけの防御体制をつくるならやり得るだろうとこう考えたわけです。だが、どこまでやれるかということは、今後の問題でございますので、監視の眼を、温排水の利用に至るまでも私たちは研究し、見ていかなければならない。こういう考えのもとで、今日まで来ているわけですから、そういう点でご容赦願いたいと思うのです。以上です。

◎議長（武田英三君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（武田英三君）

質疑を終結いたします。

この件は、これにて終わりといたします。

◎議長（武田英三君）

本日の議事日程は終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。

午後3時13分 散会

## 原子力発電所特別委員会中間報告

原子力発電所特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、「原子力発電所設置についての対処」を目的として、昭和44年9月29日に設置されました。

以来、委員会は、多岐にわたる問題に対処するため、「地域整備対策」「監視体制整備対策」及び「産業振興対策」の3つの分科会を設け、分科会の意向の集約の上に立って、具体的な取り組みをはかってまいりました。

委員会で取り上げられた主な問題点は、県道つけかえ、周辺道路の整備、監視体制の整備、住民への啓発活動、地元産業への影響、温排水利用、漁業問題、試験・研究機関の誘致、関連産業の振興等であります。

以下、主な問題点ごとに経過の概要を申し上げます。

### 1 県道つけかえについて

発電所予定地を通過する県道柏崎寺泊線は、法の規制により、う回を要することになりますが、このことによって地域が受ける不利益のカバーについては、委員会として強い関心を持ち、県の道路建設課など関係当局に対し十分な配慮を要請してまいりました。

### 2 周辺関連道路の整備について

前述の県道つけかえによる不利益のカバーとともに、地域の開発・発展に要するため、周辺関連道路の整備が必要と考え、環境整備対策分科会を中心としてこの問題に取り組み、現地視察や、県・市当局との話し合いなどを行なってまいりました。

委員会及び分科会の協議の中では、ある程度具体的に話題にのぼった路線もありますが、これについては地域の開発構想や財源裏付等との関連において煮詰めをはかる必要があり、市当局においても検討を進めているということでもあります。

### 3 監視体制の整備について

このことについては、監視体制整備対策分科会が出県して県の取り組み方を聞き、また、福井県や茨城県の状況等について調査を行なってまいりました。

県においては、昨年から環境放射線と漁業への影響に関し多くの項目にわたって事前調査を実施しており、運転時の監視体制については、検討を進めているということでもあります。

福井県や茨城県の状況については、当時配布の報告書のとおりであります。

市当局との話し合いの中では、監視体制への関与、公害条例の検討、放射線関係技術議員の養成等について意見をかわし、また、積極的な取り組みを要望してまいりました。

### 4 啓発活動について

住民不安の除去をはかるための啓発活動については、関係機関による積極的な推進を希望し、市当局及び県当局に対して委員会の意向を伝えるとともに、委員会自体としても関係地域に出向いて、住民との話し合いなどを行なってまいりました。

#### 5 温排水利用について

このことについては、主として産業振興対策分科会において取り上げ、市当局等と話し合いを重ねてまいりましたが、現在のところ、各種のアイデアについて煮詰めをはかっているという段階であります。

産業振興対策分科会においては、温排水利用の事例として東北電力仙台火力発電所における魚貝類養殖の状況を視察してまいりました。

また、温排水利用にあたっての放射能監視ということに関連して、産業振興及び監視体制の両分科会が放射線医学総合研究所の臨海実験場を視察してまいりました。

これらの状況は、視察報告書のとおりであります。

#### 6 地元産業への影響について

主として産業振興対策分科会においてこの問題を取り上げ、原子力発電所建設に伴い、賃金、雇用、受注等の面で地元産業に対してどのような影響があるかということについて、調査と対処の検討を当局に要請してまいりました。

#### 7 漁業問題について

このことについては、漁民の立場を尊重した補償措置とともに、将来の漁業構造に対する適切な指導・援助の配慮を期待し、関係機関に対して委員会の意向を伝えてまいりました。

#### 8 その他

各種試験・研究機関の誘致、あるいは関連産業の振興等についても関心をもって取り上げてまいりましたが、これらに対する取り組みは、なお今後の課題であります。

以上、経過の概要を申し上げてまいりましたが、原子力発電所の建設が住民の福祉をそこなうことなく、地域にいい影響をもたらすよう、議会は議会の立場から、さらに力を尽すことが必要であると考えております。

これまでの経過を申し上げ、委員会の中間報告といたします。

以上